



茨城労働局発表  
平成25年9月20日(金)

担	茨城労働局労働基準部賃金室
当	室長 田口 美博 室長補佐 栗原 由明 電話 029-224-6216

**新しい茨城県最低賃金額 10月20日から実施  
～時間額 713円(14円引き上げ)へ～**

《ポイント》

新しい茨城県最低賃金が「時間額713円」となり、本年10月20日(日)から実施されます。

茨城県最低賃金の改正については、本年7月3日、茨城労働局長(局長 中村 俊一)から茨城地方最低賃金審議会(会長 武田 隆志)に対し諮問を行いました。同審議会は審議の結果、現行の時間額699円を「14円」引上げて713円(引上率1.96%)に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて茨城労働局長は、茨城県最低賃金を時間額713円と決定し、今月9月20日官報公示を行いました。これにより、最低賃金法第14条第2項の規定に基づき「公示の日から起算して30日を経過した日」から効力を生じることになり、10月20日(日)から「時間額713円」になります。

茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。今後、茨城労働局においては、改正後の茨城県最低賃金について、県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとしております。